

相馬市下水道工事指定店指定関係各種申請書類について

事 由	申 請 様 式	添付書類について
工事指定店の指定を受けようとするとき	下水道工事指定店申請書 (様式第1号)	指定申請添付書類チェックリスト
指定店証をき損・紛失したとき	下水道工事店指定店証再交付申請書 (様式第4号)	再交付申請添付書類チェックリスト
工事指定店の指定を継続して受けようとするとき	下水道工事指定店継続申請書 (様式第5号)	継続申請添付書類チェックリスト
工事指定店の名称・組織に変更があったとき	下水道工事指定店異動届 (様式第6号)	異動届添付書類チェックリスト
代表者に異動があったとき		
営業所を移転したとき		
専属責任技術者に異動があったとき		
工事指定店の要件を欠くに至ったとき	下水道工事指定店指定(廃止・休止・再開)届(様式第7号)	指定(廃止・休止)届添付書類チェックリスト
工事指定店としての営業を廃止・休止したとき		
工事指定店としての営業を再開したとき	下水道工事指定店指定(廃止・休止・再開)届(様式第7号)	指定(再開)届添付書類チェックリスト

下水道工事指定店指定申請添付書類チェックリスト

法人会社(株式会社、有限会社等)

確認欄

- 下水道工事指定店申請書(様式第1号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 代表者の住民票の写し又は外国人登録証明書
(住民登録をしている役所で発行したもの)
- 代表者の経歴(履歴)書(市販の任意様式で可)
- 代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないことを証する書類
(住民登録をしている役所で発行した身分証明書)
- 登記事項証明書及び定款の写し
(登記事項証明書は法務局で発行した履歴事項全部証明書)
- 工事経歴書
(昨年度から指定申請時までの他市町村の下水道排水設備工事)
- 納税証明書(市税または町税及び県税、国税)
(課税している市町村で発行した法人市民(町民)税、軽自動車税、固定資産税の納税証明書)
(地方振興局で発行している法人県民税、法人事業税、自動車税の納税証明書)
(税務署で発行している納税証明書(その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用))

<input type="checkbox"/> 法人市民(住民)税	<input type="checkbox"/> 軽自動車税	<input type="checkbox"/> 固定資産税、都市計画税
<input type="checkbox"/> 法人県民税	<input type="checkbox"/> 法人事業税	<input type="checkbox"/> 自動車税
<input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税	<input type="checkbox"/> その他()
- 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
(任意の図面で可だが、事業所の所在及び建物の配置、事務所の間取等がわかりやすく明記されたもの。写真は事業所全体図が写っているもの及び事務所内を写したもの。また、できるだけ事業所名も写っていることが望ましい)
- 専属責任技術者名簿(専属)解除(様式第2号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 専属責任技術者の履歴書(市販の任意様式で可)
- 専属責任技術者の責任技術者証の写し(両面)
- 専属責任技術者の雇用関係を証する書類(下記のいずれか一つ)
 - (1) 組合健保、政府管掌健保被保険証(国民健康保険証は除く)の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の資金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
(任意様式で可。設備及び機械器具の名称、形状・能力、数量が記載されているもの)
- その他市長が必要と認める書類
- 指定審査手数料 5,000円

下水道工事指定店指定申請添付書類チェックリスト

個人会社

確認欄

- 下水道工事指定店申請書(様式第1号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 代表者の住民票の写し又は外国人登録証明書
(住民登録をしている役所で発行したもの)
- 代表者の経歴(履歴)書(市販の任意様式で可)
- 代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないことを証する書類
(住民登録をしている役所で発行した身分証明書)
- 工事経歴書
(昨年度から指定申請時までの他市町村の下水道排水設備工事)
- 納税証明書(市税または町税及び県税、国税)
(課税している市町村で発行した市県民税、国民健康保険税、軽自動車税、固定資産税の納税証明書)
(地方振興局で発行している個人事業税、自動車税の納税証明書)
(税務署で発行している納税証明書(その3の2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用))

<input type="checkbox"/> 市県民税	<input type="checkbox"/> 国民健康保険税	<input type="checkbox"/> 軽自動車税
<input type="checkbox"/> 固定資産税	<input type="checkbox"/> 個人事業税	<input type="checkbox"/> 自動車税
<input type="checkbox"/> 申告所得税	<input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税	<input type="checkbox"/> その他()
- 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
(任意の図面で可だが、事業所の所在及び建物の配置、事務所の間取等がわかりやすく明記されたもの。写真は事業所全体図が写っているもの及び事務所内を写したもの。また、できるだけ事業所名も写っていることが望ましい)
- 専属責任技術者名簿(専属・解除)(様式第2号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 専属責任技術者の履歴書(市販の任意様式で可)
- 専属責任技術者の責任技術者証の写し(両面)
- 専属責任技術者の雇用関係を証する書類(下記のいずれか一つ)

<input type="checkbox"/> (1)組合健保、政府管掌健保被保険証(国民健康保険証は除く)の写し
<input type="checkbox"/> (2)雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
<input type="checkbox"/> (3)従業員全員の資金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
(任意様式で可。設備及び機械器具の名称、形状・能力、数量が記載されているもの)
- その他市長が必要と認める書類
- 指定審査手数料 5,000円

下水道工事指定店証再交付申請添付書類チェックリスト

確認欄

下水道工事指定店証再交付申請書(様式第4号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)

始末書(紛失した場合のみ)

指定店証(き損した場合のみ)

下水道工事指定店継続申請添付書類チェックリスト

法人会社(株式会社、有限会社等)

確認欄

- 下水道工事指定店継続申請書(様式第5号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 現在の指定期間中における工事経歴書
(相馬市の公共下水道及び農業集落排水施設の排水設備工事(下請は除く))
- 納税証明書(市税または町税、県税及び国税)
(課税している市町村で発行した法人市民(町民)税、軽自動車税、固定資産税の納税証明書)
(地方振興局で発行している法人県民税、法人事業税、自動車税の納税証明書)
(税務署で発行している納税証明書(その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用))
 - 法人市民(住民)税
 - 法人県民税
 - 法人税
 - 軽自動車税
 - 法人事業税
 - 消費税及地方消費税
 - 固定資産税、都市計画税
 - 自動車税
- 専属責任技術者名簿(専属解除)(様式第2号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 専属責任技術者の履歴書(市販の任意様式で可)
- 専属責任技術者の責任技術者証の写し(両面)
- 専属責任技術者の雇用関係を証する書類(下記のいずれか一つ)
 - (1) 組合健保、政府管掌健保被保険証(国民健康保険証は除く)の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の資金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- その他市長が必要と認める書類
- 指定更新審査手数料 5,000円

下水道工事指定店継続申請添付書類チェックリスト

個人会社

確認欄

- 下水道工事指定店継続申請書(様式第5号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 現在の指定期間中における工事経歴書
(相馬市の公共下水道及び農業集落排水施設の排水設備工事(下請は除く))
- 納税証明書(市税または町税、県税及び国税)
(課税している市町村で発行した市県民税、国民健康保険税、軽自動車税、固定資産税の納税証明書)
(地方振興局で発行している個人事業税、自動車税の納税証明書)
(税務署で発行している納税証明書(その3の2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用))
 - 市県民税 国民健康保険税 軽自動車税
 - 固定資産税 個人事業税 自動車税
 - 申告所得税 消費税及び地方消費税
- 専属責任技術者名簿(専属・解除)(様式第2号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 専属責任技術者の履歴書(市販の任意様式で可)
- 専属責任技術者の責任技術者証の写し(両面)
- 専属責任技術者の雇用関係を証する書類(下記のいずれか一つ)
 - (1) 組合健保、政府管掌健保被保険証(国民健康保険証は除く)の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の資金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- その他市長が必要と認める書類
- 指定更新審査手数料 5,000円

下水道工事指定店異動届添付書類チェックリスト

指定店の組織・商号に変更があったとき

確認欄

- 下水道工事指定店異動届(様式第6号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 登記事項証明書(法人のみ)
法務局が発行した経緯がわかる履歴事項全部証明書
- 指定店証
- 専属する責任技術者の責任技術者証
- 福島県下水道排水設備工事責任技術者証記載事項変更届
(財)福島県下水道公社 様式6
(相馬市役所下水道課から入手。または、(財)福島県下水道公社ホームページの
下水道排水設備工事責任技術者・登録申請・各種届けのダウンロードサービス
からダウンロード)

代表者に異動があったとき

確認欄

- 下水道工事指定店異動届(様式第6号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 登記事項証明書(法人のみ)
法務局が発行した経緯がわかる履歴事項全部証明書
- 指定店証
- 新代表者の経歴書
(市販の任意様式で可)
- 新代表者が成年被後見人若しくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの
ではないことを証する書類
(住民登録をしている役所で発行した身分証明書)

営業所を移転したとき

確認欄

- 下水道工事指定店異動届(様式第6号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 営業所の平面図、付近見取図及び写真
(任意の図面で可だが、事業所の所在及び建物の配置、事務所の間取等がわかりやすく明記されたもの。写真は事業所全体図が写っているもの及び事務所内を写したものの。また、できるだけ事業所名も写っていることが望ましい)
- 登記事項証明書(法人のみ)
法務局が発行した経緯がわかる履歴事項全部証明書
- 指定店証
- 固定資産物件証明書(建物の登記事項証明書でも可)または賃貸借契約書の原本及び写し
(固定資産物件証明書は役所で発行したもの)
(建物の登記事項証明書は法務局で発行したもの)

営業所(仮)移転したとき

確認欄

- 下水道工事指定店異動届(様式第6号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 営業所(仮)の平面図、付近見取図及び写真
(任意の図面で可だが、事業所の所在及び建物の配置、事務所の間取等がわかりやすく明記されたもの。写真は事業所全体図が写っているもの及び事務所内を写したものの。また、できるだけ事業所名も写っていることが望ましい)
- 固定資産物件証明書(建物の登記事項証明書でも可)または賃貸借契約書の原本及び写し
(固定資産物件証明書は役所で発行したもの)
(建物の登記事項証明書は法務局で発行したもの)

責任技術者に異動があったとき

1 新たに責任技術者を専属したとき

確認欄

- 下水道工事指定店異動届(様式第6号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 専属責任技術者名簿(専属・解除)(様式第2号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 新たに専属した責任技術者の履歴書
(市販の任意様式で可)
- 新たに専属した責任技術者の雇用関係を証する書類(下記のいずれか一つ)
 - (1) 組合健保、政府管掌健保被保険証(国民健康保険証は除く)の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の資金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- 新たに専属した責任技術者の責任技術者証
- 排水設備指定工事店専任責任技術者登録届
(財)福島県下水道公社 様式4
(相馬市役所下水道課から入手。または、(財)福島県下水道公社ホームページの
下水道排水設備工事責任技術者・登録申請・各種届けのダウンロードサービス
からダウンロード)

2 専属責任技術者を解除したもの

確認欄

- 下水道工事指定店異動届(様式第6号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 専属責任技術者名簿(専属・解除)(様式第2号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 専属を解除した責任技術者の責任技術者証
- 排水設備指定工事店専任責任技術者取消届
(財)福島県下水道公社 様式5
(相馬市役所下水道課から入手。または、(財)福島県下水道公社ホームページの
下水道排水設備工事責任技術者・登録申請・各種届けのダウンロードサービス
からダウンロード)

下水道工事指定店指定(廃止・休止)届添付書類チェックリスト

確認欄

- 下水道工事指定店(廃止・休止・再開)届(様式第7号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 指定店証
- 下水道工事指定店異動届(様式第6号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 専属責任技術者名簿(専属(解除))(様式第2号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 専属する責任技術者の責任技術者証
- 排水設備指定工事店専任責任技術者取消届
(財)福島県下水道公社 様式5
(相馬市役所下水道課から入手。または、(財)福島県下水道公社ホームページの 下水道排水設備工事責任技術者・登録申請・各種届けのダウンロードサービスからダウンロード)

下水道工事指定店指定(再開)届添付書類チェックリスト

確認欄

- 下水道工事指定店(廃止・休止・再開)届(様式第7号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 下水道工事指定店異動届(様式第6号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 専属責任技術者名簿(専属)解除(様式第2号)
(相馬市役所下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード)
- 専属する責任技術者の責任技術者証
- 専属している責任技術者の履歴書(市販の任意様式で可)
- 専属責任技術者の責任技術者証の写し(両面)
- 専属している責任技術者の雇用関係を証する書類(下記のいずれか一つ)
 - (1) 組合健保、政府管掌健保被保険証(国民健康保険証は除く)の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の資金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- 排水設備指定工事店専任責任技術者登録届
(財)福島県下水道公社 様式4
(相馬市役所下水道課から入手。または、(財)福島県下水道公社ホームページの 下水道排水設備工事責任技術者・登録申請・各種届けのダウンロードサービスからダウンロード)